

特定小型原動機付自転車の交通ルール

特定小型原動機付自転車とは

保安部品を付けていないと公道は走れません！

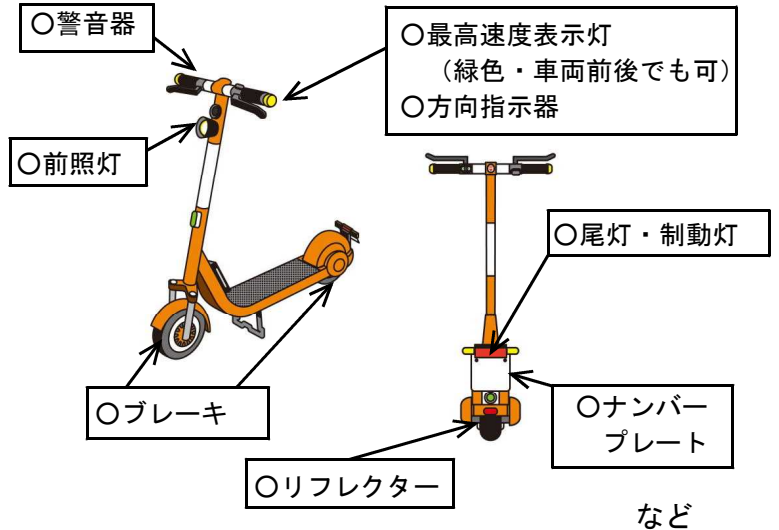
【大きさ】

長さ：190cm以下

幅：60cm以下

【構造】

- 時速20km/hを超えて加速することができない
- 定格出力0.6kw以下
- 走行中に最高速度の設定を変更することができない
- オートマチック・トランスミッション（AT）であること など



自賠責保険（共済）に加入していなければ乗れません！



16歳未満は運転禁止！

通行する場所



原則
車道の左側端に寄って通行します。



特定小型原動機付自転車・自転車専用標識

特定小型原動機付自転車・自転車専用道路は、通行可能です。自転車と違って義務ではありません。

原則、車道通行です！



普通自転車専用通行帯標識

一番左側の通行帯を走行するのが原則
普通自転車専用通行帯が一番左側の通行帯であれば、その通行帯を通行します。

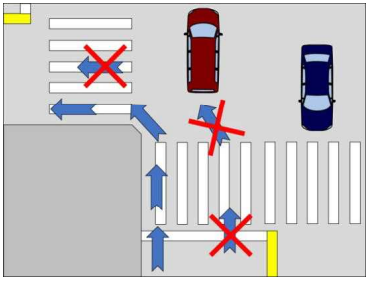
運転免許が不要でも、道路での扱いは車両です！ルールを守りましょう！

長野県警察

交差点の右左折方法



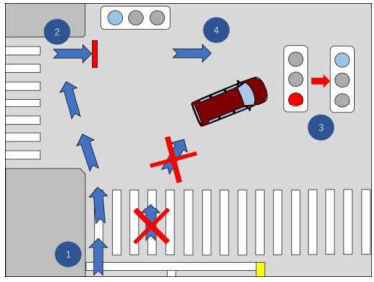
左折方法



出来る限り
左側端に沿って
徐行

曲がった先の横断歩道に
横断中の歩行者がいた場
合は必ず止まる

右折方法



二段階右折

青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進みます。
(信号のない交差点も二段階右折)

例外的に歩道を通行できる場合

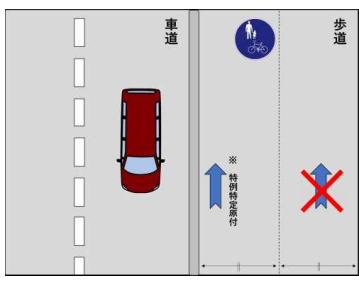
- 特例特定小型原動機付自転車であること
 - ・ 最高速度表示灯（緑色）を点滅させる
 - ・ 6 km/hを超えて加速することができない
- 「普通自転車等及び歩行者専用」標識が設置されている歩道に限る。



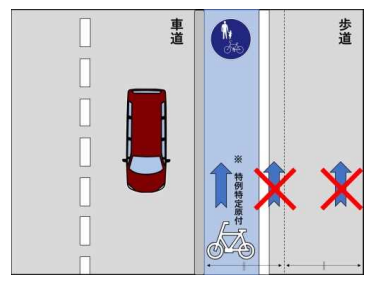
「普通自転車等及び歩行者専用」標識

歩道を通行するときは、

歩道の中央から車道寄り部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。



歩道の車道寄りを走行



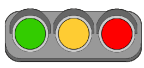
普通自転車通行指定部分を走行

基本的な交通ルール

- 信号を守る

原則、車両用の信号に従う。
歩行者・自転車専用信号機がある場合は、その信号に従う。
- 一時停止場所は必ず止まる

「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止。



○ 通行止め、車両進入禁止、指定方向外通行禁止、一方通行等の標識に従う！



○ 運転中のスマホ使用



○ 飲酒運転



必ずヘルメットをかぶりましょう！

- 交通事故の被害を軽減するために、ヘルメットを着用しましょう！



SGマークなど安全性を示すものを使いましょう。

